

子どもの総合支援の取組について

H28. 11. 21 石狩市総合教育会議 資料

【教育大綱方針6 すべての子どもたちが等しく学べる環境の充実】

- 子どもの生活支援・学習支援の取組 p 2 ~ p 3
- 子育て世帯の所得状況調査 p 4
- 子どもの居場所づくりの推進 p 5 ~ p 6
- 奨学金事業の見直しについて p 7

【教育大綱方針7 心身の健やかな成長を促す取組の推進】

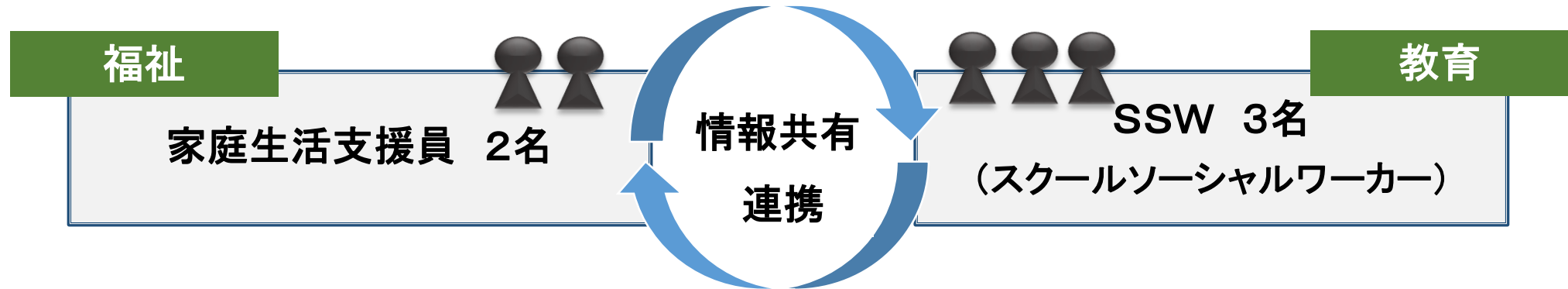
- 運動プログラムを通じた居場所づくりと体力向上 p 8

【教育大綱方針5 子ども・子育て支援】

- 待機児童ゼロ対策の推進 p 9

①協育エキスパートチームの活動状況

教育と福祉の専門スタッフが協力して、子どもの学習や生活面の問題解決を図り、子どもの育ちを支えるチームの事です。



■家庭生活支援員

活動状況

1. 支援対象世帯

(1) 生活保護受給者68世帯128名のうち
27世帯 58名

(2) 生保以外 6世帯 7名

2. 面談対応: 17世帯33名に対して実施

(1) 家庭訪問: 14世帯28名

(2) 市庁舎内: 3世帯 5名

3. 学習支援: 4世帯6名を対象に実施

(6月～10月で延べ70回、1人当たり11.6回)

児童内訳: 小学生: 2名 中学生: 3名 高校生: 1名

■スクールソーシャルワーカー

活動状況

1. 対応件数: 計172件 延べ対応回数 538回(4～10月)

(1) 学校巡回 119回/対応回数 計273回(市内全小中学校)
教育相談/ケース会議/校内チーム体制構築/教員研修

(2) 学校巡回以外 対応回数 計265回(4～10月)

来所相談/電話相談/連携機関との対応/家庭訪問

2. 相談内容: 登校しぶり/学習や友人関係の悩み/子育ての悩み
等

3. 連携先: 市福祉部局/福祉関係機関全般/医療機関/児童相談
所/適応指導教室/警察

主に家庭生活面での問題があるケースについては、エキスパート
チーム関連事案として家庭生活支援員との情報共有を図っている。



②各拠点での学習支援の取組状況

■セジュール・まるしえ 学習支援事業(ペパン)

- ・実施主体 市(委託事業)
- ・活動開始 8月1日
- ・場 所 旧紅葉山小学校教員住宅
- ・活動日時 週2回(月、金) 16時～17時30分(長期休業中 9時30分～11時)
- ・対 象 主に不登校、ひきこもりの児童・生徒
- ・利用料 無料
- ・スタッフ 教員免許保持者、まるしえスタッフ、藤女子学生ボランティア(8～9月)
- ・活動実績 8月1日～11月4日まで24回実施
参加者6名(小学生3名、中学生2名、高校生1名) 延77回、1人当たり12.8回実施)
- ・内 容 各自学習課題を持参またはペパンでプリント用意

■あいぽーと マナビーバ

- ・実施主体 NPO法人こども・コムステーション・いしかり
- ・活動開始 5月20日
- ・場 所 こども未来館(あいぽーと)
- ・活動日時 週1回(金) 18時45分～20時45分
- ・対 象 主にひとり親家庭の中学3年生
- ・利用料 無料
- ・食 事 夕食(希望者)250円/回 18:00～
- ・スタッフ 教育大学生ボランティア
- ・活動実績
中学3年生 6名
中学1年生 2名
- ・内 容 普段使用している教科書、ワークまたはマナビーバでプリント用意

●今後の課題

花畔エリア(マナビーバ)、花川北エリア(ペパン)では拠点として活動が行われている。今後は花川南エリアを中心とした拠点が求められる。

子育て世帯の所得状況調査

1. 調査の目的

- 子どもの総合支援対策(生活支援、学習支援、就労支援、経済支援)をはじめとした子ども・子育て施策の企画・検討
 - 子育て世帯の所得水準の状況の把握
 - 相対的な貧困世帯の状況の把握
- ※相対的な貧困世帯はOECDの規定に準拠し、子育て世帯の平均的な所得の半分以下の所得で生活する世帯とする。

2. 方法

税務データ等を活用して、子育て世帯(17歳以下の世帯員を含む世帯)の所得や世帯構成、手当の受給状況などを統計的に調査する。

●抽出データ

- (1)基準日において17歳以下の世帯員を有する世帯及び年齢、性別
- (2)世帯ごとの可処分所得及び等価可処分所得
- (3)生活保護、児童扶養手当の受給の有無

3. 調査項目

- 子育て世帯の平均的な所得
- 相対的な貧困世帯の状況(割合、世帯構成、手当での受給状況)
- 公的支援を受けていない潜在世帯数の状況
- 世帯構成別(ひとり親世帯、多子世帯)の所得、就労状況、片働き、共働きの状況

4. スケジュール

- H28.8.31 情報公開・個人情報保護審査会 答申(条件付)
～11月中旬 データ抽出・加工作業(情報政策課)
～12月中旬 データ分析・まとめ 結果公表予定



子どもの居場所づくりの推進

背景

●平成24年 厚生労働省国民生活基礎調査に基づく結果報告～子どもの相対的貧困率 16.3%と過去最高

●平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行 生活・学習・経済・就労の総合支援の推進

本市では、平成27年12月に決定した「教育大綱」において、すべての子どもたちが経済面、生育面などの環境要因に関わらず、等しく学び育成されるよう基本方針に位置付けたところである。→平成28年4月 子ども総合支援本部の設置

課題等

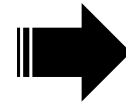
●相対的な貧困や共働き世帯の増加により、偏食や孤食、自律した生活や家庭学習習慣が身につかないなどが懸念される。

●虐待や養育環境面の問題は、子どもの自己肯定感の低下をもたらし、コミュニケーション力などの社会性の面で問題を生じる可能性がある

環境要因による子どもの育ちの格差をどう埋めていくのか？

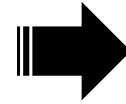
事業化へのアプローチ

潜在的な貧困世帯数等の調査



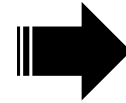
税務データを活用して、いわゆる貧困世帯数の状況を等を調査
調査結果は12月頃

事業ニーズの把握



食育推進計画策定アンケートで、子ども食堂のニーズ調査をあわせて実施
・「利用したい」28.6% ・学習機能のニーズ45.5%

受け皿となる団体等の掘り起こし

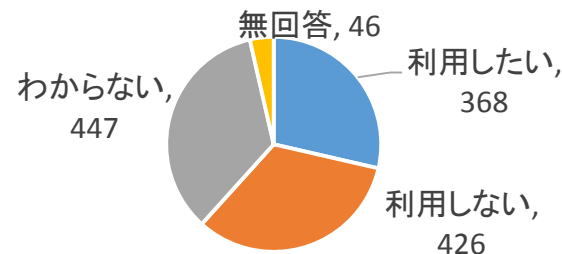


協働事業提案制度による公募を実施
NPO法人3団体 任意団体4団体から企画提案

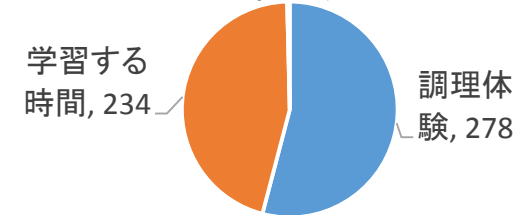
地域性
匿名性に配慮

すべての子どもの居場所づくりを整備

子ども食堂のような場を利用したいか？



利用したいと答えた人について食事以外で希望すること



居場所づくりへの視点

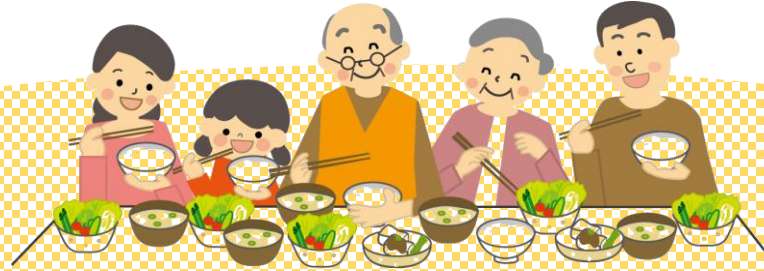
すべての子どもたちが平等に育ち、地域への愛着を育むことは人づくり、地域づくり、まちづくりにおいて重要な視点である。

本来、家庭で培われる子どもの育ちを、地域社会の中で補完し、さらには、世代や障がいの有無などに関わらず、様々な人がふれ合うことのできる空間を地域協働で創出する。

(仮称)子どもの居場所づくり推進交付金イメージ案

NPO等が、子ども(幼児から高校生まで)を対象に、会館、空き家等を活用して、定期的に子どもの居場所を開設し、子ども食堂や学習支援活動、その他子どもの自己肯定感や自己管理能力を高めるプログラム等を実施するほか、高齢者や障がい者との共生も視点に入れた民間主導での居場所づくりの取組を支援する。

民間主体



子ども食堂等の取組を通じて、子どもだけでなく、世代、障がいの有無を超えみんなが安心して身を寄せ、生きがいを見出すことのできる「居場所」を創出

【協働提案事業】
公募のあった団体の中から事業化を想定

【取組の視点】

- 共食・共学・共生の場
- 子どもの学習支援
- 多世代交流、体験の機会
- 子どもの自己肯定感



【活動を支える地域資源】

町内会
商店街
生産者
大学
福祉施設
教育機関
子育て団体
行政等

例: 交付金スキーム案

- 子どもの食堂や学習支援事業の開設及び運営
 - ・対象 NPO法人、社会福祉法人等を想定
 - ・①開設経費 ②運営費 (各補助対象経費の2分の1。30万円を上限)
 - ・開設: 週1回以上 開設時間3時間以上/回
 - ・補助の期間は概ね3年を目処
- 子ども食堂事業等の開設準備支援(3年以内を目処に立ち上げを準備を支援)
 - ・対象 任意団体を想定(会則、会員数、事業計画、予算の確認)
 - ・概ね月1回以上 1回あたり3時間以上
 - ・必要な額 ただし1団体あたり10万円を上限



奨学金事業の見直しについて

改正前

学校種別	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校 (規定なし)
専門的な課程	専攻科・別科	後期課程(専攻科・別科)	高等部(専攻科・別科)	第4学年・第5学年	専門課程
高等学校の課程又はこれに類するもの	全日制課程 定時制課程 通信制課程	後期課程	高等部	第1学年から第3学年	高等課程

専門的な課程を条件から除き、高等学校3年間の修学期間に特化

改正後

学校種別	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校
高等学校の課程又はこれに類するもの	全日制課程 定時制課程 通信制課程	後期課程	高等部	第1学年から第3学年	高等課程

■改正による変更点(奨学金の種類及び額)

あらたに追加する「専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定する学校」については、高等学校と同額で月額奨学金は6,000円、入学仕度資金は5,000円とする。

■条例の施行期日

平成29年4月1日

平成31年3月31日までの間、現行制度による経過措置を設ける

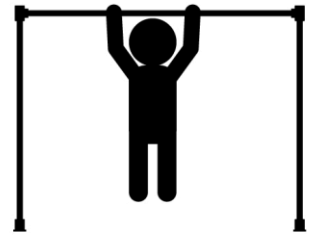


運動プログラムを通じた居場所づくりと体力向上

- 文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、我が国の子どもの体力は、昭和60年頃から長期的に低下傾向にあるとともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が広がっている。
- 子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々が増え、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧されている。
- 子どもの体力の現状については、「走る」「跳ぶ」「投げる」といった、基礎的な運動能力の低下とともに、**幼少年期に身に付けておくことが望ましい基礎的な動きが獲得されていない**ことが課題となっている。

○実施主体：石狩市、石狩市教育委員会

○事業主体：総合型地域スポーツクラブ アクトなど



基礎体力向上

- 目的：小学生を対象に、走る、投げる、バランスなどの基礎的な運動プログラム講習を実施することにより運動への興味関心を高めるとともに、基礎体力の向上を図る。
- 実施場所：花川南コミュニティセンター、サンビレッジ、小学校体育館で長期休業中や放課後に実施
- 実施内容：走り方教室、ボール投げ教室、SAQトレーニング※
食生活アンケート、栄養指導など

※SAQ

S=Speed: スピード (重心移動の速さ)

A=Agility: アジリティ (運動時に身体をコントロールする能力)

Q=Quickness: クイックネス (刺激に反応し速く動き出す能力)

あいぽーと前公園の整備

(H29年秋頃完成予定)

外遊びを通じた体力づくり、感性、コミュニケーション力など「生きる力」を育む機会を得られる場



アスリート育成

- 目的 子どもが持っているポテンシャルをより引き出すことを目的として実施
- 実施場所 北コミセン、南コミセン(17:00～18:30)
- 対象 小学生(4～6年生)、中学生(各週2回)
- 内容 ムーブメントと柔軟性向上プログラム、基礎筋力、スピード、パワー向上プログラム、栄養指導等

待機児童ゼロ対策の推進

●認定こども園等

施設等	H28.4.1		H29.4.1見込み		増減	
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員
認可保育所（保育所型認定こども園含む）	6ヶ所	450人	3ヶ所	275人	▲ 3ヶ所	▲175人
幼保連携型認定こども園	5ヶ所	340人	10ヶ所	685人	5ヶ所	345人
小規模保育事業	1ヶ所	19人	0ヶ所	0人	▲1ヶ所	▲19人
事業所内保育事業	1ヶ所	3人	1ヶ所	3人	—	—
認可外保育所	2ヶ所	69人	0ヶ所	0人	▲2ヶ所	▲69人
計	15ヶ所	881人	14ヶ所	963人	▲1ヶ所	82人

●放課後児童健全育成事業

校区	H28.4.1		H29.4.1見込み		増減	
	クラブ数	定員	クラブ数	定員	クラブ数	定員
花川南小校区	3ヶ所	95人	4ヶ所	115人	1ヶ所	20人
南線小校区	4ヶ所	165人	4ヶ所	165人	—	—
双葉小校区	1ヶ所	50人	1ヶ所	50人	—	—
紅南小校区	2ヶ所	70人	2ヶ所	70人	—	—
緑苑台小校区	3ヶ所	85人	3ヶ所	85人	—	—
花川小校区	2ヶ所	60人	3ヶ所	80人	1ヶ所	20人
石狩小校区	1ヶ所	25人	1ヶ所	25人	—	—
八幡小校区	1ヶ所	25人	1ヶ所	25人	—	—
計	17ヶ所	575人	19ヶ所	615人	2ヶ所	40人